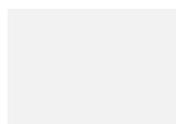


平成27年度 第5回
栃木西部地域会議会議録

平成27年9月15日(火)
栃木市皆川公民館大研修室

栃木西部地域まちづくりセンター



別記様式

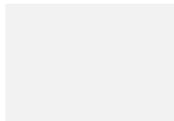
会 議 録

会議の名称	平成27年度第5回 栃木西部地域会議
開催日時	平成27年9月15日(火) 18時55分 開会 20時6分 閉会
開催場所	皆川公民館大研修室
出席者氏名	別紙1のとおり
欠席者氏名	別紙1のとおり
事務局職員職氏名	別紙1のとおり
その他出席者等	別紙1のとおり
会議事項	別紙2のとおり
会議の公開又は 非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
その他必要事項	
会議の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
会長 事務局	1 開会 2 あいさつ 3 議事 ①地域予算事業計画書の提出について 〈説明〉 事務局に対して説明を求める。 第4回会議において地域予算提案制度については案内看板の設置と催事用テントの購入に決定されました。事業計画書等の作成は事務局一任となったので今回の会議で内容の確認を行ったうえで決定としたいと考えております。 —平成28年度実施栃木市地域予算事業計画書・事業概要書・予算見積書—に基づき説明。
会長	只今の事務局の説明に対して質問等がありましたら挙手願います。
会長	〈採決〉 意見がないようなので地域予算事業計画書の提出について、事務局案のとおりとすることの異議の有無を確認する。
会長	〈異議なしの声あり〉 異議がないと認め、地域予算事業計画書の提出については以上のとおりとする。
会長 事務局	②まちづくり実働組織について 〈説明〉 事務局に対し、説明を求める。 第2回会議におきまして、まちづくり実働組織につきましては皆川、吹上、寺尾

	<p>各地区にございますまちづくり協議会をそのまま実働組織に置き換えるということで委員の皆様から意見をいただいております。そこで今後、まちづくり実働組織の内容につきまして、委員の皆様にご理解をいただいたうえで進めていただきたいと考えておりますのであらためて説明をさせていただきます。</p> <p>実働組織につきましては、まちづくり協議会をモデル例として作られている部分もあります。実働組織の認定要件にまちづくり協議会が合致しているか確認するとともに、実働組織への移行ということで申請をしていく必要があります。</p> <p>まず、規約につきましてまちづくり実働組織が掲げる規約をまちづくり協議会の規約が満たしているかを確認する必要があります。場合によっては現在のまちづくり協議会の規約を書き変える必要も生じると考えられます。</p> <p>まちづくり実働組織に認定されることにより、「地域づくり補助金」という活動を支援するために、市が栃木市地域づくり応援補助金交付要綱に基づき交付する補助金を受けることができます。ただし、国、県又は市から助成が入っている場合、補助金の助成対象外となります。</p> <p>具体的内容につきまして、説明いたします。</p> <p>「栃木市地域づくり事業計画策定支援補助金」とは計画作成にあたって、先進地を視察する費用やまちづくりに精通した方の講演会開催、計画作成時に開催される会議の際の飲物代や資料代等に対する補助金となります。</p> <p>「栃木市地域づくり事業支援補助金」とは3地域で実働組織を立ち上げるとすれば1地域30万円を限度とし、補助率は1/2ですので最大60万円の事業に対する補助金となります。補助対象としては1つの事業ではなく複数の事業の積み上げでも構いません。ただし先ほど説明しましたように、夢ファール等の他の補助金を考えている場合、本補助金の対象からは外してもらうこととなります。</p> <p>「栃木市認定まちづくり実働組織活動補助金」とは先ほどの事業費とは別に会議費、通信運搬費、印刷費、消耗品費等に対する補助金となります。ただし、人件費、構成員に対する食糧費、ユニホーム、交際費等は対象外となります。</p> <p>〈質問〉</p> <p>会長 委員 事務局</p> <p>委員 事務局 委員 事務局</p> <p>委員に対して、質問を求める。</p> <p>夢ファールと実働組織の補助金の違いを説明願いたい。</p> <p>事業期間について夢ファールは最長8年、実働組織の補助金は3年となります。地域一体となって行う事業であれば実働組織の補助金を使っていた方がわかりやすいと考えております。</p> <p>組織イメージは現在のまちづくり協議会のままでいいのか。</p> <p>基本的には現行組織で問題はなく、更に組織を強化しても構いません。</p> <p>規約に掲げられている「不参加による不利益取扱いの禁止」というのはまちづくり協議会の規約に盛り込まれていないのでどのように対処すればいいのか。</p> <p>これにつきましては、栃木市自治基本条例第24条2項に「市民がまちづくり又は市政に参画しない、又は参画できないことによって、不利益を受けることのないように努めなければならない。」という条文が定められているので、実働組織</p>
--	--

	<p>も強制ではなく、自主的な参加によるものと明記しておきたいという意味合いで記入をさせてもらったものであります。</p> <p>〈意見聴取〉</p>
会長 事務局	<p>今後の認定に向けての進め方について意見を求める。</p> <p>現在のまちづくり協議会の形で進めていくのであれば、規約の見直し等もありますので事務局が地域まちづくり課と協議のうえ、改正案等を各地域のまちづくり協議会に示していくということによろしいでしょうか。</p>
会長	<p>〈採決〉</p> <p>今の事務局の提案に対して異議の有無を確認する。</p>
会長	<p>〈異議なしの声あり〉</p> <p>異議がないと認め、まちづくり実働組織の認定の手続きに関する書類作成は事務局を中心に進めていくこととする。</p>
会長 事務局	<p>③委員の推薦について</p> <p>〈説明〉</p> <p>事務局に対し、説明を求める。</p> <p>資料に基づいて説明する。</p>
委員	<p>〈意見〉</p> <p>立候補者もないようなので、皆川地区の臼倉委員を推薦したい。</p>
会長	<p>〈採決〉</p> <p>栃木市自治基本条例に基づく栃木市市民会議委員の推薦依頼について、臼倉由美子委員を推薦するということについての意義の有無を確認する。</p>
会長	<p>〈異議なしの声あり〉</p> <p>意義がないと認め、臼倉由美子委員を推薦することを確認する。本日の議事は全て終了したので、進行を事務局に返す。</p>
事務局	<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度栃木市地域自治交流会の開催について <p>資料に基づいて説明する。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度 栃木市「地域づくりと協働の講演会」について <p>資料に基づいて説明する。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度第6回栃木西部地域会議について <p>〈説明〉</p> <p>地域予算事業計画書も提出されるので10月の開催は見送り、平成27年11月24日（火）皆川公民館大研修室で18時30分より開催。</p>
	<p>以上で本日の会議は全て終了する。</p>

	<p>——閉会——</p> <p>(会議終了時刻 午後8時6分)</p>
--	--------------------------------------



別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会長 癸生川 孔章
副会長 関口 茂一郎
委員 飯塚 昌宏
委員 大阿久 妙子
委員 大島 千恵子
委員 大橋 利隆
委員 鯉沼 政江
委員 酒巻 幸夫
委員 寺内 富士男

副会長 浅野 照男
委員 臼倉 由美子
委員 大阿久 安弘
委員 大塚 正江
委員 鯉沼 恵子
委員 小林 雄一
委員 野原 保

欠席者（委員）

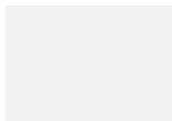
なし

事務局

天海 俊充（地域まちづくり課課長）
茂木 隆（栃木西部まちづくりセンター所長）
大塚 治男（皆川公民館館長）
青木 一忠（寺尾公民館館長）
熊谷 充晴（吹上公民館主査）

その他出席者

なし



別紙2 会議事項

1 開 会

2 あいさつ

3 議事

① 地域予算事業計画書の提出について

② まちづくり実働組織について

③ 委員の推薦について

4 その他

平成27年度栃木市地域自治交流会の開催について

平成27年度 栃木市「地域づくりと協働の講演会」について

平成27年度第6回栃木西部地域会議について

5 閉 会

配付資料一覧

平成28年度実施分栃木市地域予算事業計画書・事業概要書・予算見積書

まちづくり実働組織認定申込書

栃木市自治基本条例に基づく栃木市市民会議委員の推薦について

平成27年度栃木市自治交流会の開催について

平成27年度 栃木市「地域づくりと協働の講演会」について

